

令和5年第1回

相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

(令和5年2月15日)

令和5年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

○招集年月日 令和5年2月8日(水)

○告示年月日 令和5年2月8日(水)

○招集の場所 大谷処理場 会議室

○開 会 令和5年2月15日(水) 午後1時22分

○閉 会 令和5年2月15日(水) 午後4時15分

○出席議員(12名)

1番	谷口 雄一	2番	炭本 範子
3番	西山幸千子	4番	河口 靖子
5番	由本 好史	7番	青木 敏
9番	山口 亘	10番	西 昭夫
11番	岡田 泰正	12番	三原 和久
13番	森本 隆	14番	久保 憲司

○欠席議員(2名)

6番	岡田 勇	8番	岡田 三郎
----	------	----	-------

○会議録署名議員

11番	岡田 泰正	12番	三原 和久
-----	-------	-----	-------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事(精華町長)	杉浦 正省	理事(木津川市長)	河井 規子
理事(笠置町長)	中 淳志	理事(和東町長)	堀 忠雄
理事(南山城村長)	平沼 和彦		
会計管理者(精華町会計管理者)	上西 昌子		

○事務局職員出席者

事務局長	福田 全克	次長	國子 慶順
主査	南山 新治		

○議事日程

- 第 1 議席の一部変更
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第 1 号 相楽郡広域事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 2 号 相楽郡広域事務組合の名称変更に伴う条例の整理に関する条例について
- 議案第 3 号 相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計設置条例を廃止する条例について
- 議案第 4 号 相楽郡広域事務組合分担金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金設置条例を廃止する条例について
- 議案第 6 号 相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和東町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約の一部を変更する規約について
- 第 7 議案第 7 号 令和 4 年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第 2 号）について
- 第 8 議案第 8 号 令和 4 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 9 議案第 9 号 令和 5 年度相楽広域行政組合一般会計予算について

令和5年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会

令和5年2月15日(水)

大谷処理場 会議室

(午後1時22分 開会)

○議長 それでは皆様、こんにちは。大変お寒い中を御参集いただきまして誠にありがとうございます。

若干時間が定刻1時半というようになっておりましたけれども、少し早いんですが、皆さんおそろいでございますので、進めてまいりたいというふうに思いますのでよろしくお願ひ申し上げます。

さて、笠置町議会におかれましては、昨年12月22日に議長選挙等が執行されまして、笠置町議会議長に西議員が選任をされ、本組合議会議員に選任されております。ここで西議員を御紹介いたします。自席で自己紹介をお願いしたいと思います。笠置町議会議員、西昭夫さんです。

○西議員 はい、議長。ありがとうございます。

笠置町議会西昭夫です。今回、広域事務組合の一員として務めてまいりますので、皆様、御指導のほうよろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。西議員、よろしくお願ひいたします。

本日の会議に欠席の通告議員がございます。6番、岡田勇議員、並びに8番、岡田三郎議員でございます。ただいまの出席議員は12人で定足数に達しております。

これより令和5年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を開会いたします。

本定例会に傍聴の申出がありますので、議長においてこれを許可いたします。また、広報用として写真撮影を許可しておりますので、御了承お願ひいたします。

それでは、代表理事から挨拶を受けたいと思います。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 皆さん、こんにちは。代表理事で精華町長の杉浦でございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和5年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては公私とも何かと大変御多用の中、御出席を賜り誠にありがとうございます。平素は、当組合の運営に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに対しまして、改めて厚くお礼を申し上げます。

まず、前回の議会以降の本組合の主な取組の報告でございますが、事前に送付させていただきました、令和5年第1回定例議会業務報告及び大谷処理場精密機能検査報告書の資料の配付をもって報告とさせていただきます。

さて、本定例会に提案いたします議案は、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例、令和5年度一般会計予算など9件でございます。

以上、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

議事日程の報告を申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程第1、議席の一部変更を行います。議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定することになっておりますので、議長において議席を指定いたします。

西昭夫議員の議席を10番に指定いたします。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第128条の規定によりまして、11番、岡田泰正議員、12番、三原和久議員を指名いたします。なお、両名に不都合がございます場合は、順次その降順の議員の方をお願いをすることといたします。

日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る2月7日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定をされておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間に決定をいたしました。

日程第4、一般質問を行います。申合せ事項によりまして、質問の時間は1人当たり質問・答弁を含めて30分以内とし、通告は含まずに質問回数は3回とし、自席で行ってください。

これより、通告順に発言を許します。

3番、西山議員。

○西山議員 3番議員、西山です

一般質問のほうを行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

質問の内容といたしましては、「高まる本組合の役割」ということでお願いいたします。

内容です。1、新型コロナウイルス感染症が発生してから間もなく丸3年目となります。政府は5月から5類へ移行するとしています。今でもウイルスは変異を繰り返して流行しているものの、軽症で済むからとの認識が広がり、死亡者数は今まで以上になっています。

①「第何々波」が来るたびに政府の方針が変わり、医師や看護師が振り回されていま

せんか。現場の混乱へどのように援助していますか。

②感染者の正確な総数が把握されなくなりました。発熱の場合の検査方法や報告など、休日応急診療所ではどのように対応していますか。インフルエンザとの併用検査の状況はどうなっていますか。

③重篤な状態になってしまってからだと、休日応急診療所に診察に来ません。比較的軽い症状の人が受診することで、この場所が感染者を増やすようなことにならないよう、しっかりとした対策が必要です。どのように考えていますか。

④年末年始の受診者数はどのように推移しましたか。インフルエンザも増えてきています。受診者数のうちインフルエンザとコロナはどのくらいの割合ですか。両方とも罹患している人の割合はどうなっていますか。

2、前回の一般質問で、相楽会館の建て替えについて、現地改築が望ましいこと、コスト削減を図ること、市町村負担やランニングコストの軽減を考えて進める方針であるとのことでした。

先に質問でも指摘した、発熱外来の対策で有効なのは動線の分離です。プライバシーの確保、個人情報保護に配慮した建て替えにコスト削減を追求するべきではないと考えますが、いかがですか。

3、新年度から事務局長の退職により職員体制が変わります。

①具体的にどうなりますか。

②条例上は5人となっていますが、せめて1人増やすことを考えるべきではありませんか。

③不測の事態が起こったときに、今の状態で対応できますか。先を見越した体制づくりが必要ではないですか。

以上、お願いいたします。

○議長 西山議員の質問時間は13時59分までです。

それでは、答弁願います。杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは、西山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症の1問目でございます。

第8波の新規感染者数は、令和4年7月から9月の第7波を下回っておりますが、死者数の多さから、実際の新規感染者数は第7波を超えていると言われております。日々変化するコロナの状況に応じて、感染拡大期にあっては、本診療所におきましても電話問合せ件数、受診者数の増加をはじめ、陽性率が上昇するなどの予兆がございます。当然、管内の医師会員のクリニックにおいても同様の傾向となりますので、このような状況になりますと、管理医師、医師会長、保健所と協議、調整を行い、医療スタッフの増員や検査方法の変更など、その時々状況を踏まえ、事前に対処をしております。

次に、2問目でございます。

発熱の場合の検査方法は、従来と変わらず、保健所の駐車場においてドライブスルー方式で実施をしております。また、保健所への報告につきましては、令和4年9月26日から全数把握が見直しされ、各医療機関における患者の発生届の届出対象を65歳以上の者、妊婦などに限定され、陽性者の年齢別人数報告に変更となりました。

また、インフルエンザとの同時検査でございますが、昨年10月からインフルエンザ検査を随時始めておりますが、流行期に入った1月8日以降は、従来の唾液PCR検査から新型コロナ、インフルエンザを同時に検査可能な抗原検査キットにより検査をしております。

3問目でございます。

日曜、祝日及び年末年始に比較的軽症な患者の診察を行う一次救急を担う本診療所といたしましては、可能な限り受診ができるよう工夫をしながら受診につなげるような対応をしております。診療所の役割は、単にコロナの検査をするだけではなく、医師の問診、投薬を含めた医療の提供であることから、濃厚接触者で基礎疾患のない6歳から64歳までの方で、薬もお持ちの場合などは自宅でのセルフチェックをしていただくよう促すこともあり、医師の診察が必要な方の受診となるよう対応をしております。

次に4問目でございます。

年末年始の受診者数については、議会資料集の69ページを御覧ください。昨年度の受診者数は、56人から144人に大幅に増加しております。昨年度のコロナ検査は25人、陽性者ゼロ人に対し、本年度はコロナ検査128人、陽性者88人、陽性率69%、コロナ検査の割合は89%となっております。

インフルエンザについても同様の傾向となり、昨年度のインフルエンザ検査は5人、陽性者はゼロ人に対し、本年度はインフルエンザ検査36人、陽性者14人、陽性率39%、インフルエンザ検査の割合は25%となっております。

年末年始に同時罹患している人はおられませんでした。2月12日にコロナとインフルエンザの同時罹患の患者が本診療所で初めて1人出ました。

次に、相楽会館の建て替えについてでございます。

令和5年1月23日開催の理事会において、相楽会館の建て替えについては現地改築することで決定をいたしました。また、本年3月下旬には、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会及び聴覚・言語障害者の豊かな暮らしを築くネットワーク相楽委員会へのヒアリングを実施することで調整中でございます。なお、令和5年度に入りましたら、基本設計に向けた準備のため、利害関係者に対する改築の説明や意見聴取をしていきたいと考えておりますので、それらの御意見も踏まえつつ、基本設計に向けた取組を進めていきたいと考えております。

次に、3番の職員体制の変更についての1問目でございます。

本年度末で、事務局長が定年退職を迎えることから、正職員1人の減となります。定数内の職員1人を補充することとし、その任用に当たりましては、構成市町村からの職員派遣といたします。

2問目でございます。

現在の本組合が共同処理する事務の状況からは、常勤職員3人で、その他、再任用職員や会計年度任用職員で対応をいたします。

3問目でございます。

常勤職員に不測の事態が生じた場合におきましては、会計年度任用職員も含めた現行体制の中でフォローアップし、業務を遂行しております。万が一、職員3人が同時にそのような状態になった場合は、構成市町村から職員を派遣するなどの対応を検討いたします。

以上です。

○議長 それでは、再質問、西山議員。

○西山議員 お答えいただきまして、ありがとうございます。

まず、医師会や管理医師さんたちといつも密に連携をとって進めていただいているというのは毎回お聞きしております。一応、そういった形で休日応急診療所のほうはうまく運営されているとは思いますが、年末年始の受診者数ということで、この通告書いたときは出したんですけども、実際には1月にもかなり人数が増えていたかと思えます。資料のほうの69ページのほうで私も確認させていただきましたが、これは今度のお正月の間があったと思うんですね。今年は特にお正月休みのほうは3日までということで、その後のお休みのときのこととかの人数が増えていると思えますので、この資料にはないんですが、もし人数があるようでしたら、まずその部分はお答えいただきたいと思えます。

罹患率とかのことでお答えいただきました。この資料のように受診者数自体も増えてますし、コロナの発生件数、率、あるいはまたインフルエンザも今年にはやっているということで率のほうが増えています。これなんですけれども、発熱があったときにはコロナかインフルエンザかというのがまず分からない状態なので、初期対応は同じだと思うんですね。そういった部分での混乱はなかったのかというところの部分をもう一度お答えをお願いいたします。

あと、今回、私、山城病院組合議会のほうも傍聴してまいりました。山城病院組合でも、ほぼ症状のなかった患者が転院されるときに準備の段階で検査で陽性だったということが分かり、それでほかの入院患者さんも調べたところ複数の陽性者がいたということになった。このように病院の中でふだん接している人たちでもその陽性というのがは

つきり分からなかったというところの部分が今回の第8波に関しては特徴的であるんじゃないかなと思ったわけです。

休日応急診療所のほうでそういう比較的軽い症状の人が来ないとは思いますが、反対に感染力が強いという中でそういう対応とかっていうのはどのように考えていらっしゃるのかをお答えをお願いします。

それが大きな1つ目のところの部分でお願いします。

2つ目のところの、建て替えのほうです。新年度、令和5年度が本格的に関係団体とも含めてヒアリング等も行い、しっかりとそれを、その意見とも踏まえて進めていただくということです。

さっきの質問でも指摘した、今、申しあげましたそのコロナとかそういう発熱の外来とかの対策で、その動線の分離とかっていうところがあると思うんですが、そちらのほうの部分ではどう考えてらっしゃるのか、私のほうは、コスト削減を追求すべきではないんじゃないか。それはいけないのではないかとこのところでは言っておりますので、この部分、再度お答えをお願いいたします。

それと、3つ目です。

お答えには、正規職員のほう、正職員のほうはもうマイナス1で行く。ただし、構成市町村から派遣するということで、補充するということですが、このように相楽会館、事務組合のほうではそれぞれが専門的な事業を行っていると思うんですね。なので、本当にその形で大丈夫なのかというところはもう一度、再度お願いいたします。これに関しましては、あまり簡単に比較はできないとは思いますが、他の一部事務組合の様子を少し調べました。午前にあった相楽中部消防組合というのは、職員定数が130人で総務課は財政係、総務係があって毎日8人が事務に携わっているそうです。ほかに予防課、警防課というのがあるんですけれども、あと環境の森センター・きづがわでは、条例上は定数20名。今は総務課4人、施設課9人ということですが、事務局長は木津川市の市民部長が兼務しています。こちらのほうも定数と差があったので確認しましたところ、精華町の旧施設の処分などの関係で、その仕事が終了したということです。先ほど申しあげた、山城総合医療センターのほうは定員は39人、ここは規模の面からも単純比較はできないんですが、専門性のある業務をこなしているこちらの相楽郡広域事務組合のほうでは、もう少し定員のほうの補充ということが必要ではないかと思えます。

それに対してお答えをお願いいたします。

あと、不測の事態が起こった場合は、会計年度任用職員なり職員を派遣してということがあったんですが、年末年始の休日応急診療所で対応していただいているのは3人で順番に出ていると思うんですが、今回は特に不測の事態があったのではないですか。そこを答えをお願いいたします。

○議長 　　　　では、答弁。福田事務局長。

○福田事務局長 　　　事務局長でございます。西山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、休日応急診療所におきます年末年始以降の現在までの患者数推移という質問でございます。議員御指摘のとおり、年末年始以降も若干コロナの数というのは減ってはきておりますが、インフルエンザの数というのが急激に増えてきている状況がございます。統計的に申し上げますと、12月30日から2月12日、先日までの日曜、祝日、年末年始、13日間の統計でございますが、受診者数の統計が397人。1日平均31人ということでございます。

397人のうちコロナの検査を350人しております。陽性者が180人、陽性率51%。また、インフルエンザの検査も397人の方に対しまして266人の方にしておりまして、こちらの陽性者が87人、陽性率33%ということでございます。今は、先ほど代表理事から御答弁がありましたように、インフルエンザがはやってきたと。インフルエンザのほうも注意報状況になってきているという情報から、1回の検査でコロナとインフルエンザの両方検査ができる抗原検査にはなるんですが同時キットを使いまして検査をしている状況であります。今のところ両方罹患されている方、先ほどの答弁のとおりお一人だけでございます。

ただ、1日に診察できる人数というのが限られておりますので、電話でお断りをしてほかの病院、診療所に行っていただくような状況も今現在出ておりますので、その辺につきましても山城南医療圏全体で保健所も含めて対応を考えていくと、こういうことになっているということでございます。

次に、相楽会館建て替えの関係でございますが、答弁は代表理事の答弁のとおりでございます。今後、医師会や聴覚言語センターの関係者といろいろ意見交換をしながら進めてまいりたいと考えております。特に休日応急診療所の関係につきましても、先の休日応急診療所運営委員会の中で医師会代表の委員からコロナの検査を建屋内ですするための診察室、動線を分ける、また一般の患者との入り口を分ける等配慮した建物をつくっていただきたいという御意見もいただいております。従いまして、実際に執務をしていただくような医師会、また薬剤師会、また5市町村と十分協議をしながら取り組んでまいりたいと思っております。

それから、事務組合のほう専門的な業務が多いというような御指摘ではありますが、確かに消費生活センターであれば相談は専門の相談員、休日応急診療所であれば看護師や医療事務ということで専門的な立場がありますし、それを包括する事務局の立場という役割も大きなものがございます。そういった中で現員、ここ10年、定数5人の現員3人で行っており、5市町村で協議をしていただいた結果、私、事務局長の定年後の4月

以降については精華町から派遣いただくということで3人の常勤職員、正職員は確保するという事です。それ以外の業務については幸いなこと会計年度任用職員、任期は1年という期間でございますが、10年近く、勤務していただいているようなベテランの方、また5年勤務していただいている方、引き続きお願いをしようというふうに思っております、そういった方が正職員のカバーに入らせていただいておりますので、その辺は会計年度任用職員も含め職員全員で取り組んでまいりたいというふうに思っております。また、不測の事態という御質問もございました。実は、私ごとではございますが、正月、元日にコロナ罹患をしております、1月10日まで出勤ができない状況がありました。その間の休日応急診療所につきましては次長1人で対応していたというふうなこともございましたので、こういったことにつきましてもコロナの罹患につきましては防ぎようがないというふうに現時点では私どもも思っております、誰が罹患してもおかしくない状況でありますし、3人が3人も罹患してしまうということは避けていきたいところではございますが、万が一そういうことありましたら、また構成市町村とも御相談しながら住民サービスに支障の出ないように取り組んでまいりたいと考えております。

その他の質問は次長に答えさせます。

○議長 國子次長。

○國子次長 失礼いたします。事務局の國子でございます。

それでは、西山議員の新型コロナに関します2つの質問につきましてお答えさせていただきます。まずは2番目に御質問いただきました現下の流行状況での初期対応、今、混乱はなかったのかということ。それから3番目でございますが、第8波の特徴として、感染力が強いという部分でどのように考えているのかというこの2つの質問につきまして答弁させていただきます。

まず、本診療所の診療体制、診療方法、方針につきましては、事前に管理医師、医師会長、保健所と十分に協議をさせていただいた中で実際の診療をさせていただいているという状況でございます。1月8日以降につきましては、山城南医療圏におきましてもインフルエンザが流行してきているということで、1月3日まではコロナの検査につきましては唾液のPCR検査、希望者で医師が必要と判断した場合、インフルエンザの検査をしていったわけでございますが、8日以降はコロナとインフルエンザ両方同時に検査できる検査キットにおきまして検査をしているというような状況でございます。

そのような形で事前に診療方針につきましては決めた中で診察、診療をしているという状況でございますので混乱についてはなかったというふうに考えているところでございます。

感染力が強い場合もある第8波のオミクロン株の亜種とかいろいろ出てきてございま

すけれども、それらにつきましても同時の抗原検査キットを用い、コロナの陽性でない場合で医師が必要と判断すれば、唾液PCR検査に回していくと、2段階の方式を実施させていただいております。

このような検査方法の事前決定、それに基づいて運営をしてございますので大きな混乱はないということでございますし、今後につきましても今はどちらかというインフルエンザのほうの患者のほうが多いような状況になりつつでございます。状況に応じまして関係機関と十分に連携、調整を図りながら診療方針決定してまいりたいというふうを考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長 西山議員。

○西山議員 はい。前後しちゃうかもしれませんが、1問目のところで、総数把握というところの部分が65歳以上と妊婦さんがというところなんですけど、傾向としては若い人たちが、それこそはやってたんですね。だからその65歳以上の人数じゃないところの部分がものすごくはやってたということがあります。今、局長のほうから説明いただいたように、今回、次長が1人で頑張ってくれていたという。これ、次長が倒れたら、その時点ですぐに職員が派遣できるのかというとお正月の話だったり、休日の話だったりというところがあって、なかなか難しい話だと思うんですね。たまたま今回は乗り切れたらよかったようなものの、今後もこの5類相当ということでインフルエンザと変わらへんような形になってくると、感染力が高くなったらましになるかもしれませんが、まだまだインフルエンザほどの対応では無理だということだと思いますので、そのところは非常に気になる部分です。職員体制というのをきちっと考えるべきではないか。それはできたら代表理事にお答えいただきたいと思います。

2つ目です。相楽会館の建て替えに関しては、医師会のほうからやはりそういう形で伝わっているということですし、それは医療現場のほうでの切実な声だと思いますので、そこは十分反映していただきたいと思います。これから1年かけてということですので、後から後から何かを足さないといけなくなるようなことにはならないでいただきたい。これもできましたら代表理事、お答えいただきたいと思います。

その2つ、お答えいただきたいんで、よろしく願いいたします。

代表理事お願いします。

○議長 どちらが答えてくださいますか。

國子次長。

○國子次長 失礼します。

それでは、代表理事に代わりまして、西山議員の質問にお答えさせていただきます。

まずは、職員体制の件でございますけれども、現段階での本組合の共同処理事務の状

況から行きますと、現体制で十分対応できるというふうなことでございますので、引き続きそのような体制を堅持して、進めていきたいというふうに考えてございます。

2点目でございますけども、会館の建て替えでございます。後から後から大きなものをということにならないようにということでございます。一定の方向性を示しつつ利害関係者等十分意見調整を図りながら、それぞれが知恵を出してどういうものがつくっていくことができるのかということを実際に議論する場を設定していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 よろしいか。次は代表理事。

○杉浦代表理事 定員と人数につきましては、さっき言ったとおりなんですけども、ただ、多けりゃええというもんでもないと思うんですよ。新しい方が、例えば2人採用されたって、経験者で先ほど答弁しましたように、市町村から1人の方、応援に来てもらうほうが、私は仕事をこなせると思うんですよ。そのために今の現行で私は行くと、こういうことを思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 3回ですけど。

○西山議員 時間のほうは。時間です。

○議長 よろしいですか。それでは、以上で西山議員の一般質問を終わります。

次に、河口議員の質問に入ります。

4番、河口靖子議員。

○河口議員 はい。議席番号4番、河口靖子です。

一般質問をさせていただきたいと思います。その前に、質問要旨のところ、少し文面が二重になっているところがございますので、削除をお願いしたいと思います。

まず、本文のほうの16行目のところです。「そこで」から、それから、「対応できない状況にあります」というこの4行を抹消お願いいたします。末梢の理由は、文面が二重になっているからです。よろしく願います。

それでは、通告書に続きまして一般質問させていただきます。

「相楽地域の住民の生活や財産を守るために」と題して質問いたします。

相楽会館内に相楽消費生活センターが設置されたのは、十数年前と伺っておりますが、その頃の相談内容と現在の内容では随分と変わってきたことだろうとは思っております。当初の相談内容は、消費契約に対するトラブル、クーリング・オフ、架空請求、悪徳商法などの消費生活に関する相談だったと思いますが、現在ではデジタル化が進み、特殊詐欺やインターネット販売でのトラブルも多くなっていると聞き及んでおります。

先日、加茂交番からは金融機関・宅配業者を語るメールやSMS注意の回覧が回ってきました。また、聞き慣れないフィッシング詐欺など、カード社会の中で高齢者には素

早く対応できない状況にあります。一方、子供たちは、スマホやタブレットでゲームをしており、親の機器を使って有償のゲームをすることでクレジットカードを無断で使用し、膨大な請求が来て初めて親が知るといった問題も日常化しているようです。

そこで、相楽消費生活センターの相談窓口や出前講座のますますの必要性が求められていることを踏まえて以下のことを問います。

1つ、相楽郡広域事務組合の中に、相楽消費生活センターが設置された経緯は。2つ、過去10年間の相談内容のベスト10は何か。3つ、来館相談後の解決結果と財産損失などの有無について。4つ、出前講座へ出向く場所の決定方法は。また、年間件数と成果について。5つ、出前講座での障害児・者の対応について。6つ、フィッシング詐欺とはどのような特徴の詐欺であり、詐欺に遭わないための対策は。7つ、相楽消費生活センターの今後の在り方として、今まで以上に関係機関、警察、社会福祉協議会、企業との連携強化を図り、対象者も拡大する出前相談や講座の回数を増加していく考えは。

よろしく申し上げます。

○議長 河口靖子議員の持ち時間は14時29分までです。それでは、答弁をお願いします。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは、河口議員の御質問にお答えをいたします。

まず、相楽地域の住民の生活や財産を守るための1問目でございます。

平成21年9月に消費者庁が発足し、関連法案の整備とともに消費者行政の一元化を目指した取組が進められました。また、消費者安全法では、消費者の安全確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談やその処理のためのあっせん業務は市町村の事務と定められ、さらにその事務を行う消費生活センターの設置にも努められるものとされました。

こうした中、複雑・多様化する消費者問題から地域住民を守るセーフティネットの構築を図る観点から、相楽地域における消費者相談窓口設置に関する研究会を立ち上げ、計8回の検討会により検討を重ねられた結果、相楽地域における消費生活センターを共同で設置することとなり、その設置自体が本組合となったものでございます。平成22年3月にセンターを設立し、令和2年3月に10周年を迎え、現在12年目となっております。

2問目でございます。

相談内容の10年間の状況についてでございますが、本センターにおきましては年度ごとに相談内容を把握しておりますが、年度ごとの件数が600件前後で母数が少なく、上位10位の統計をまとめることが難しいため、上位3位の統計とさせていただきますので、御了承願います。

したがって、平成24年度から令和3年度までの上位3位のデータに基づきまして答弁をいたします。10年間での1位は、放送コンテンツなどで、代表的な相談例といたしましては、アダルトサイトや副業関連の情報商材、インターネット通信関連の架空請求などで735件でございます。2位は、商品一般で、クレジット利用や借金に関する相談など、個々の商品やサービスが問題とならないケースや、商品の未払いに関する架空請求など消費者被害ではあるが、商品の特定ができない場合などで454件でございます。3位は相談その他で、消費者問題ではない相談で相隣問題、相続、個人間のトラブルなどで215件ございました。

3問目でございます。

相談内容により、処理結果は様々でございますが、主な処理結果は他機関紹介、助言、その他情報提供、あっせん解決、あっせん不調でございます。相談の約9割が助言、自主交渉でございますけれども、になるものでございますが、複雑で困難な事案などについては、相談者の自主交渉によってトラブルを解決することが困難であると認められる場合にあっては、トラブル解決のために消費生活センターが両者の間に入って助言、援助等を行うあっせんをいたしております。

令和3年度の実績では、あっせんが54件で、そのうち契約額は1億2,000万円、救済金額は約1,000万円でございます。また、令和4年度は、12月までの実績であっせんが28件で、そのうち契約額は約3億円、救済金額は約600万円ございました。

4問目でございます。

出前講座でございますが、1つには、一般、高齢者等住民向けの講座、2つには、小・中学校向けの教育講座でございます。出向く場所につきましては、各団体や学校からの申込みによるものでございますが、消費生活センターなどの出前講座の周知が必要になってまいります。この周知につきましては、各市町村消費生活担当課を通じて、各種団体への申込書の配布、各学校への授業内容資料の配布によるものでございます。

年間の件数でございますが、新型コロナの感染拡大を受け、一般、高齢者等住民向けは、令和3年度は5回、令和4年度は10回の予定であり、学校関係は令和3年度は54回、令和4年度は65回でございます。成果でございますが、効果測定としては、出前講座報告書の感想を記載欄や、参加者のアンケートにおいて、「最新の消費者被害について学べ、被害に遭わないための注意すべきことが理解できた。」、「教えていただいた、上手な断り方を実践していきたい。」、「クーリング・オフについて理解できた。」など、本地域での消費者被害の未然防止に大きく寄与したものであると考えてございます。

5問目でございます。

実績では、障害者就業・生活支援センター利用者、聴覚言語障害者、視覚障害者を対象に実施しましたが、事前に担当者と講座内容や教材などを十分に調整をした上で、なるべく理解していただけるよう平易な言葉を使って講座を実施しております。

6問目でございます。

フィッシング詐欺とは、通販サイト、クレジットカード会社、フリマサービス運営事業者、携帯電話会社等の実在する組織を語り、パスワードやアカウントID、暗証番号、クレジットカード番号などの情報を搾取する詐欺のことでございます。

本年度は12月までの本センターにおけるフィッシング詐欺の相談は10件ございましたが、そのうち9件は不審なSMSが届いたがどうしたらよいかという内容で、不審なメールが届いた場合はクリックせず、個人情報の入力をしないよう助言をしております。残る1件は、実際に被害に遭われ、2万円を第三者に不正利用されたというもので、既にIDパスワード変更もされておられたことから、京都府警サイバー犯罪対策課を案内させていただいたという事案がございました。また、対策といたしましては、メールに記載されたURLには安易にアクセスしない、万が一アクセスした場合でも個人情報は絶対に入力しないことが必要となります。なお、直近では、本組合ホームページ及び令和5年2月号の各市町村広報誌による住民周知を図っております。

次に、7問目でございます。

消費生活出前講座については、各団体や学校からの申込みによるものでございます。木津警察署や各交番からも講座に出向かれておられるなど、様々な機関が取組をなされておられます。議員お尋ねの関係機関との連携は有効な方策でございますが、まずは本センターとして出前講座の拡充のため、構成市町村の消費生活担当課と調整を図りつつ、関係機関の取組も把握しながら進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長 河口議員。

○河口議員 代表理事、詳細な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

では、再質問させていただきたいと思えます。1問目でございます。経緯は本当によく分かりました。詳しく言っていただいたので。ただ、独立行政法人の国民生活センターと、それから消費生活センターとの役割の相違はどこにあるのかというところをまず確認したいと思えます。

それから2番目です。今回、回答いただいた1位、2位の相談内容で、警察と関わる事件につながるものがあるのかどうか。1位と2位の中であるのかどうかというところでは。

それから3問目についてです。回答の中に、複雑で困難な事業、事案等については、トラブルの解消のために消費生活センターが利用者の間に入って、助言、援助等を行う

あっせんをいたしておりますという、今、答弁をしていただきましたが、相談員の方は法律の専門資格を持った方なのかどうか。また、その方たちは何人に対応されているのかを確認したいと思います。

4番目です。

令和4年度の出前講座の実績の見せていただいた中に、南加茂台の地区会へ行かれております。高齢者が対象だったかと思えます。このような機会が増えると被害も減少するのではないかと思うんですが、このことについてどのようにお考えかお答えください。

それから5つ目です。

障害の方が被害に遭うということを考えますと、状況はどのようになっているのか。また、その対策はどのようにされているのかをお伺いいたします。

6点目です。

本当にデジタル化が進んで高齢者のスマホ等の機器の扱いが不慣れであるというところはあります。用語が専門的で意味が分からないといったことで被害に遭うケースがあるのではないかと考えております。これらの対応も考えていかなければならないのかなと思えますが、いかがでしょうか。

それから最後、7点目です。

これは今回の質問の趣旨にもつながるんですけども、相楽消費生活センターの役割はこれから本当にますます重要になってくると思えます。構成市町村の担当職員の意識もさることながら、今回は相楽地域の生活や財産を守るために消費生活センターへの質問をしたというところですので、我々自身も相楽地域の生活や財産を守るために活動しなければならないというふうに思っております。そのためには、どういう視点においてこの組合としてもやっていかないといけないかというところの要点等々、答弁いただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○議長 福田事務局長。

○福田事務局長 はい、議長。河口議員からの再質問7問いただきました。順番にお答えをさせていただきたいと思えます。

1点目、国民生活センターと同センターのような地域の市町村等が設置する消費生活センターとの違いという御質問です。大きな違いは国が設置しているか、地方自治体が設置しているかということになると思えます。国民生活センターは独立行政法人国民生活センター法に基づいて設置をされております。また、消費生活センターは消費者安全法に基づき、地方自治体が設置をしているものでございます。ただし、地方の消費生活センターは、相談を受けた内容は国の全国消費生活情報ネットワークシステム、いわゆるP I O-N E Tを活用して、情報を収集・蓄積し、相談内容を常に入力をしまして、

国民生活センターと情報を共有しているということで、国民生活センターは消費者庁や関係機関と一緒に、全国から寄せられてくるP I O-N E Tの情報をしっかりと分析し、法の強化等に役立てておられるということでございます。

2点目の1、2の相談の関係の中で警察が関わる事件、確かに当センターのほうにも木津警察署にお世話になった事例あります。振り込み詐欺、詐欺というふうにつきますと消費生活センターの手はもう離れまして、情報提供はしますが本当に詐欺に遭われてという実態が分かりますと警察のほうの管轄になるわけでございます。最近では、海外の通信販売で携帯電話から商品を買ったが、全く届かない。また、国際ロマンス詐欺というようなものもございます。こういった相手方が見えない、お金を振り込んだが商品が届かない。こういった明らかに詐欺行為につきましては警察に被害届を出していただいて、警察につないでいくというようなケースが、令和4年度の実績を見てみましても9件ほどございました。

次に、3点目でございますが、相談員の法律の専門家ということでの御質問やと思います。

資格でございます。法律の専門家といいますと、特に弁護士や司法書士が浮かぶわけでございますけども、消費生活相談員に弁護士資格やら司法書士資格が必要なことはありません。持って越したことはないんですが、法律をしっかりと勉強された専門家ではありました。消費生活センターのほうで必要な資格ということになりますと、平成26年の6月に消費者安全法が改正をされまして、地方公共団体におきます消費生活相談体制を強化するために、消費生活センター等に事業者に対します消費者からの苦情に係る相談発生に従事する消費生活相談員を置くことが義務づけられまして、その消費生活センターは消費生活相談員資格試験に合格をした者またはそれと同等以上の専門的な知識及び技術を有する中から都道府県知事や市町村長が認められた者から任用するというふうに法律で定められておるところでございます。

この消費生活相談員資格試験、具体的には、先ほど、議員御指摘の国民生活センターとかほかにもあるんですが実施しておりまして、その試験制度に当センターの相談員も受験をしまして、実は、今、相談員は3名おりますが相談担当の2名はこの国家資格に合格をしています。国民生活センターが実施しました消費生活相談員資格試験に合格された国家資格を持っておられます。

それから、消費者教育啓発担当の相談員1名おりますが、この方は国家資格の前の旧の国民生活センターのほうの資格や、また民間の日本消費者協会が認定しております消費生活コンサルタントの資格、また教員免許を持っております。それとお金のプロでございますファイナンシャルプランナー、お金のプロ、このような資格を持った者が各学校等に出向きまして、教員資格を持ってますので家庭科の先生や社会科の先生と十分打

ち合わせをして学校現場によります消費者教育に当たっているということで、それぞれ相談員3人共に資格を持った者でございます。

また、4問目でございますが、南加茂台のほうにも出向かせていただいておりますけれども、直接相談員から住民の皆様到现在起こってますその状況、消費者被害の状況を、また悪質商法の手口を直接講義で説明することによって、直接の住民の皆様から常にこんな電話があったとかいう生の声を聞かせていただき、それを消費者行政に生かしていけるというところでは大変有意義なものと考えておりますので、今後も消費者講座を増やしていきたい。また手を挙げていただくような仕組みをつくっていききたい、このように思っております。

5番目が障害者の関係でございますが、答弁は先ほどの代表理事の答弁でございますけれども、一つ、消費者庁が令和2年の障害者の消費者トラブルについてという調査をしております、それを私も見て、今、研究していたんですけれども、その中ではフリーローンやサラ金、また出会い系サイト、こういったトラブルによく遭われていると。障害者の方はというふうに分析をされているようでございまして、その背景には判断力の不足や契約内容の理解不足、これがトラブルにつながっているというようなことでございます。

その数といいますと、大体障害者に関する相談は全体の2%というふうに言われてまして、当センターでの統計は取っておりませんが、京都府内の障害をお持ちの方に関する相談が、令和3年度の337件あるというふうに書かれておりました。京都府の相談の総数のうち約2%となっておりますので、全国平均と京都府の平均は同じというようなことでございます。大体住民の2%のほどが、相談の2%が障害者からの御相談というふうな統計があるようでございます。

6番目でございます。

デジタル化の関係でございまして、これ日々新しくなるデジタル化が進む中で、特に分かりやすい表現で広報等でお知らせするというのが我々の役目やと思っておりますので、これに努めていきたいと思っております。

最後の消費生活センターの役割の関係でございまして、議員御指摘のとおり、住民生活または財産を守るセーフティネットということでございまして、当センターもしっかりと取組をしてみたいというふうに思っております。そんな中で、どのような消費者に、例えば高齢者、また若者というようなターゲットの中で、どのような情報をどのような形で、またどのような方法で提供するかを常に考えながら実施していくことが重要でありまして、ますます当センターの重要性が増しているという認識を持っておりますので、今後ともどうかよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長 河口議員。

○河口議員 ありがとうございます。

時間もないようですが、ただ一つだけ、今のすごく私も聞き慣れないあれなんです、アポ電というこの詐欺。詐欺とかどういうものかと、アポですので、アポ電。電話がかかってくるんだらうと思いますが、その辺のことについて日々、新しいそういう詐欺の生み出しているそういう人たちがいるというところがありますので、その辺も合わせてこの重要性と、それから、新しいそういうものも先にキャッチしていただいて、住民の人たちに広報を知らせるといふそういう役割についてはどのように思われているか、最後にお聞かせください。

○議長 答弁をお願いします。福田事務局長。

○福田事務局長 福田でございます。ありがとうございます。

消費者問題に一番、消費者情報が一番集まるのが消費生活センターでございますので、その役割が5市町村から事務組合のほうに移管をされまして取り組んでいるわけでございますので、その辺の認識は相談員と事務局も共有をしながら、しっかりと施策に取り組んでまいりたいと思っております。消費者に適切なアドバイスをするためには、消費者問題の専門家であることが必要です。消費者に寄り添い、消費者の言葉を理解し、きちんと耳を傾けることが求められる仕事でございます。しっかりと取り組みたいと思っております。ありがとうございます。

○河口議員 終わります。

○議長 はい。以上で河口議員の一般質問を終わります。

日程第5、議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

代表理事より提案理由の説明を求めます。

○杉浦代表理事 それでは、議案第1号を提案させていただきます。

議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について。

相楽郡広域事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例を別添のとおり定めます。

令和5年2月15日提出。

相楽群広域事務組合、代表理事。

それでは提案説明を申し上げます。地方公務員法の一部を改正する法律及び国家公務員法等の一部を改正する法律の公布に伴い、職員の定年年齢を65歳に改正することや再任用に係る規定を設けるなど関係条例の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては事務局長から説明をさせますので、よろしく御審議の上、

原案のとおり御可決賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長 　　ただいま提案理由の説明がありました、補足の説明を求めます。

　　事務局長。

○福田事務局長 　　事務局長の福田でございます。

　　それでは、議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例につきましての補足説明を申し上げます。

　　それでは、議案第1号の参考資料として、本日、机の上にお配りをしました資料と併せまして説明をさせていただきます。

　　議案第1号の参考資料を御覧ください。

　　まず、条例改正の目的でございますが、1番、目的に記載のとおりでございます。次に、改正する条例につきましては、(1)番から(4)のとおり、1番には職員の定年等に関する条例など4条例がございます。条例改正の主な内容でございます。まず、(1)番の相楽郡広域事務組合職員の定年等に関する条例では、アからカまで6項目主な内容を記載しておりますが、まず、ア、定年年齢を60歳から65歳に改正をいたします。こちらは、議案第1号、議案の新旧対照表をもちまして説明をさせていただきますので、併せて御覧をいただきたい。

　　ページ数で行きますと、17ページをお開き願います。

　　こちらの定年、第3条関係でございます。60歳を65歳にということでございます。

　　次に、参考資料のイでございますが、管理監督職勤務上限年齢制いわゆる役職定年制の導入につきましては、新旧対照表19ページ、第6条から第8条関係でございます。

　　次に、ウ、定年前再任用短期間勤務制の導入につきましては、20ページの第9条関係でございます。

　　次に、エ、定年年齢の改正に伴い、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの経過措置を規定します。これは、新旧対照表21ページ、附則の第3項関係でございます。その表になったところでございます。現行の60歳の定年を令和5年4月1日から2年に1歳ずつ引き上げ、令和13年4月に65歳とするものであります。

　　次にオ、情報の提供及び勤務の意思の確認の規定でございますが、附則の第4項関係になります。

　　次にカ、暫定再任用職員につきましては、13ページ、本則のほうの附則、13ページの附則の第3条関係、また15ページの7条、8条関係でございます。暫定再任用制度は、定年が段階的に引き上げられる経過期間におきまして、65歳まで再任用できるよう措置する制度でございまして、今回新設するものでございます。

　　続きまして、参考資料の(2)相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例、これの、ア、60歳到達後の翌年度以降の給料月額を7割水準とする旨の規定をします。こちら

は、26ページ、附則の第2項関係でございます。

次にイ、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の給与につきまして、27ページ、附則第4項関係でございます。

続いてウ、定年前再任用短時間勤務職員に係る給与月額につきましては、別表の第2、給料表がございますが29ページからずっと給料表がありますが32ページ。32ページが一番下段、給料表の一番下段、定年前再任用短時間勤務職員の給料が書かれてございます。

続きまして、（3）番、相楽郡広域事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例関係でございます。60歳到達後の翌年度以降の給料月額を7割水準とするために、降給の取扱いについて規定をしております。ページ数で行きますと33、34ページでございます。

次に、（4）番、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正では、地方公務員法の改正に伴うものでございまして、35ページ、36ページに記載をしております。

最後に3番、施行日でございます。

これは、12ページをお開きください。これの12ページ、中ほどに附則がございます。令和5年4月1日といたします。ただし、附則の第5条公布の日から施行するというふうになっておりまして、附則の5条は当組合には対象職員おりませんが、令和5年度に60歳に到達する職員に対しましては、令和4年度中に情報提供及び意思確認を行うための規定でございまして、これは公布の日から施行するというものでございます。

以上、議案第1号の補足説明とさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。これより質疑を行います。なお、質疑の回数につきまして、会議規則第55条に、質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないと規定されておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

それでは、これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

よって、議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第2号、相楽郡広域事務組合の名称変更に伴う条例の整理に関する条例について、議案第3号、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計設置条例を廃止する条例について、議案第4号、相楽郡広域事務組合分担金条例の一部を改正する条例について、議案第5号、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金設置条例を廃止する条例について、議案第6号、相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約の一部を変更する規約についてを一括して議題といたします。

代表理事より提案理由の説明を求めます。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは、議案第2号から6号まで、一括して提案をさせていただきます。

議案第2号、相楽郡広域事務組合の名称変更に伴う条例の整理に関する条例について。相楽郡広域事務組合の名称変更に伴う条例の整理に関する条例を別添のとおり定めません。

令和5年2月15日提出。

相楽郡広域事務組合、代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。令和5年4月1日から、本組合の名称を相楽郡広域事務組合から相楽広域行政組合に名称変更をすることに伴い、現に施行されている条例の整理について、必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、議案第3号、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計設置条例を廃止する条例について。

相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計設置条例を廃止する条例を別添のとおり定めません。

令和5年2月15日提出。

相楽郡広域事務組合、代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

令和5年4月1日から、共同処理する事務のうち、広域市町村圏の振興整備に関する計画策定及び同計画に基づく事業の実施のための連絡調整に関する事務を関係市町村の

連絡調整に関する事務に変更することに伴い、本条例を廃止するものでございます。

続きまして、議案第4号、相楽郡広域事務組合分担金条例の一部を改正する条例について。

相楽郡広域事務組合分担金条例の一部を改正する条例を別添のとおり定めます。

令和5年2月15日提出。

相楽郡広域事務組合、代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

組合規約の変更に伴い、規約の引用する号を整理する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございます。第2条第1号中、規約第3条第1号及び第3号を規約第3条第1号及び第2号に、これは広域圏、相楽会館関係でございます。

次に、第2条第2号中、規約第3条第2号（エ）を規約第3条第6号に、これは休日応急診療所関係でございます。

次に、第2条第3号中、規約第3条第4号及び第5号を規約第3条第3号及び第4号に、これはし尿処理、浄化槽許可関係でございます。

次に、第2条第4号中、規約第3条第4号を規約第3条第3号に、これはし尿処理の公債費関係でございます。

最後に、第2条第5号中、規約第3条第6号を規約第3条第5号に、これは消費生活センター関係で、それぞれ改めるものでございます。

続きまして、議案第5号、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金設置条例を廃止する条例について。

相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金設置条例を廃止する条例を別添のとおり定めます。

令和5年2月15日提出。

相楽郡広域事務組合、代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

令和5年4月1日から、共同処理する事務のうち、広域市町村圏の振興整備に関する計画策定及び同計画に基づく事業の実施のための連絡調整に関する事務を、関係市町村の連絡調整に関する事務に変更することに伴い、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金を令和5年3月31日付で構成市町村及び京都府に返還することから、本条例を廃止するものでございます。

続きまして、議案第6号、相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料徴収等に関する事務委託に関する規約の一部を変更する規約について。

地方自治法第252条の14第2項の規定により、相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約を別紙のとおり変更することについて議会の議決を求めます。

令和5年2月15日提出。

相楽郡広域事務組合、代表理事。

それでは提案説明を申し上げます。

相楽郡広域事務組合の名称変更に伴い、相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和束等、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約の一部を変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の14第3項にいて準用する第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。これよりそれぞれの議案について個々に質疑等の採決を行ってまいりたいと思います。

まず、議案第2号につきまして質疑はございませんか。

西山議員。

○西山議員 1点だけ確認です。これによって全て4月1日から名称が自動的に変更になるほかの条例にも及ぼすということによかったでしょうか。第1号議案のほうは、もとのままの広域事務組合という形、相楽郡広域事務組合となっておりますけど、これも全て波及するということがよかったか確認です。どうかお願いいたします。

○議長 福田事務局長。

○福田事務局長 3番、西山議員の御質問です。

4月1日から全ての条例に係る部分につきましては自動的に変更になります。さらに、規則、規程、要綱につきましても同様の4月1日付の整理に関する規則、規程、要綱を策定しますので、併せて4月1日に変更するように準備進めているところでございます。

以上でございます。

○議長 西山議員。

○西山議員 確認しました。

この広域事務組合でホームページとかでもやっていますが、それも全て4月1日以降というか、4月1日でスムーズに変更ということによかったですね。

○議長 福田事務局長。

○福田事務局長 御指摘のとおり、事務を進めてまいりたいと考えております。

○議長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これより採決を行います。議案第2号、相楽郡広域事務組合の名称変更に伴う条例の整理に関する条例についてを採決します

採決は起立によって行います。原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

したがいまして、議案第2号、相楽郡広域事務組合の名称変更に伴う条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第3号、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計設置条例を廃止する条例についてを採決します。

採決は起立によって行います。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

よって、議案第3号、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計設置条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第4号、相楽郡広域事務組合分担金条例の一部を改正する条例についてを、採決します。採決は起立によって行います。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員であります。

よって、議案第4号、相楽郡広域事務組合分担金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

西山議員。

○西山議員 これも確認のみの分ですけれども、前回分担金の返還のときに、3月31日に処理を進めることに対して、実務と条例に矛盾がないのかということで組合議員以外の議員から質問されたんですけれども、処理場法令上の問題もなく進むと考えているか、別に問題なく進むと考えていいのか確認です。

○議長 福田事務局長。

○福田事務局長 はい、議長。

3番、西山議員の御質問でございます。前回、そういう御質問ございまして、再度、山城広域振興局のほうにも確認をさせていただいたところがございます。先ほど、代表理事から提案ありましたように3月31日に相楽5市町村に出資金、6億3,000万円、京都府に7,000万円を返還します。これら廃止条例につきましては4月1日に施行となっております。

これらの法解釈でございますけれども、法令の施行日は施行日が到達した日の午前0時に効力が発生することになっておりますので、施行日を3月31日にしてしまいますと3月31日の午前0時が到達した時点で当該条例は廃止されてしまい、3月31日につきましては条例の適応がなくなってしまいます。従いまして、4月1日と施行日をした経過がございます。ですから、3月31日に7億円を返還させていただく。そのための手続として廃止条例につきましては、4月1日とさせていただきます。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑なしと認めて、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

それでは、これより議案第5号、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金設置条例を廃止する条例についてを採決します。

採決は起立によって行います。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

よって議案第5号、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金設置条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号の質疑を行います。

それでは、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第6号、相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約の一部を変更する規約についてを採決します。

採決は起立によって行います。原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

よって、議案第6号、相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号、令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

代表理事より提案理由の説明を求めます。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは、議案第7号を提案させていただきます。

議案第7号、令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第2号）について。

令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第2号)を別添のとおり定めます。

令和5年2月15日提出。

相楽郡広域事務組合、代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

今回の一般会計補正予算（第2号）は、令和4年度一般会計予算から歳入歳出それぞれ1,650万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,709万8,000円とするものでございます。

歳出では、特別会計での診療報酬収入の増加に伴う休日応急診療費の減額、大谷処理場運営費経費の不用見込額及び予備費の減額の補正を行い、歳入では市町村分担金の減額、浄化槽汚泥搬入量減少に伴う浄化槽汚泥投入手数料を減額する補正を行うものでございます。

以上、令和4年度一般会計補正予算（第2号）の概要を申し上げまして、提案説明といたします。なお、詳細につきましては事務局から説明をさせますので、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようによろしくお願いをいたします。

○議長 提案理由の説明がありました。補足の説明を求めます。

事務局次長。

○國子次長 事務局の國子でございます。

それでは、議案第7号、令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第2号）についての補足説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては主に年度末での執行見込みに伴います関係科目での更正を行うものでございます。

それでは、歳出から説明を申し上げますので、予算書の7ページをお開きください。なお、補正内容の事業ごとでの内容を附属資料として取りまとめておりますので、具体的な説明につきましては令和4年度補正予算附属資料により行いますので、恐れ入りますが附属資料の1ページを合わせてお開きください。

まず、附属資料の1ページ上段の衛生費、保健衛生費、休日応急診療費の休日応急診療所運営経費につきましては1,200万7,000円の減額補正でございます。これは、後ほど議案第8号で提案をさせていただきます特別会計補正予算におきまして、補正する内容に伴います一般会計からの操出金を全額減額するものでございます。

次に、1ページ下段の衛生費、清掃費、し尿処理費の大谷処理場運営経費につきましては、300万円の減額補正でございます。これは、事業内容の欄に記載のとおり、大

谷処理場運転維持管理業務、緊急時対応予備分を年度末に向けての必要確保額200万円とするもので、300万円の減額補正でございます。なお、特定財源といたしまして、浄化槽汚泥投入手数料の減収見込み124万円の充当減がございます。

続きまして、附属資料は2ページに移っていただきまして、上段の予備費、予備費、予備費の予備費につきましては、150万円の減額補正でございます。これは年度末に向けて必要最小限への減額を行うものでございまして、その他の不用額や財源の返納などと合わせまして、分担金の精算を行うものでございます。

続きまして、歳入を説明申し上げますので、今度は予算書の6ページを御覧ください。

歳入では、先ほど説明いたしました歳出のそれぞれの財源といたしまして、分担金及び手数料の所要の補正を行うものでございます。

特に6ページ、最初の分担金につきましては、基礎数値が可能な限り直近のものを使用することとしておりますため、当初予算の段階では仮の数値で算定しておりましたものを本来の基礎数値に置き換えますとともに、歳出での不用額などによります全体経費額の変動に合わせて、分担金の算定替えを行ったものでございます。

なお、予算書最後の8ページと9ページには今回の分担金補正の算出内訳を添付しておりますので、後ほど参考に御覧いただければと存じます。

また、6ページ戻っていただきまして、2款の手数料でございます。

手数料では、浄化槽汚泥の搬入量が当初見込みの8,661キロリットルから8,041キロリットルに620キロリットルの減少に伴います浄化槽汚泥投入手数料の減額でございます。

以上、議案第7号の補足説明といたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

西山議員。

○西山議員 すいません、今回の補正7号に関しましては、今ほど御説明いただいたような休日応急診療所のほうが得に議案第8号のほうで中身がよく分かるようになっていと思います。これだけ見ると分かりづらいので、補足説明をもう少しお願いしたいのがまず1つ目です。

2つ目のほう、大谷処理場のほうの維持管理業務緊急時対応予備分というのは使わなかったということで300万円が減額ということだったと思うんです。今日、冒頭で代表理事のほうからありましたこの報告書とかを見てますと、大谷処理場の中でも幾つか老朽化が進んでいるなというのが思ったわけですが、そういうことでの対応はなかったのかということをお願いいたします。

以上です。

○議長 國子次長。

○國子次長 それでは、西山議員の質問2点でございます。答弁させていただきます。

まず、1点目でございますが、休日診の関係でもう少し補足をとということでございました。確かに御指摘のとおり一般会計での補正予算では、一般会計の操出金の部分でございます。これですね、ここを減額するというような形でございます。つまり、後ほど8号議案のところでも説明させていただきますが、休日応急診療所の運営が新型コロナで受診者数が増加したことと合わせまして、一人当たりの診療報酬収入の単価が2万円を超える金額になったということでございました。したがって、一般会計から通常特別会計のほうに繰り出しておりました分担金部分につきましては不用であったということの結論でございます。

その部分につきましては、診療報酬収入と合わせて、京都府の補助金のほう約460万、後半の額をいただいておりますので、その部分でございます。

それから2点目の大谷処理場の緊急時の対応分の委託料の部分でございます。

当初予算500万見ておまして、今、説明させていただいたように300万減額させていただいています。基幹改良によりまして機器のほうは主要なものを更新いたしましたが、平成13年度から使用しているものもあります。本年度につきましては年度途中でこのようにトラブル等はございませんでしたので、執行は現在のところゼロということでございます。年度末に向けましてあと1か月少しございますので、200万のみ残させていただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長 ほかに質問はありませんか。

炭本議員。

○炭本議員 すみません、1点だけお願いしたいんですけども、歳入の6ページなんですけど、下のほうの衛生手数料が浄化槽汚泥の投入手数料、減ってるということ、この原因は、例えば、浄化槽は皆様つけられていて普通。普通ならば減ることはないと思うんですが、この原因は何と考えたらいいか教えてください。

○議長 國子次長。

○國子次長 炭本議員の御質問にお答えさせていただきます。

当初予算を組むときにちょうど去年の今頃ですね、令和4年度の当初予算を組むときにシミュレーションをした数字が8,661キロリットルになったということです。これにつきましては、令和2年度と3年度の比較でどれだけ増減しているかという部分で当初予算の算定の基礎の搬入量を決定したところでございますので、それが年度の途中で実績を追っていきまして減少しているということでございますので、大きく考えられる要因といたしましては下水道への接続がされているのが一番大きな要因ではないかと

いうふうには考えられます。令和3年度の実績で、下水道の接続件数のほうも把握はしておりますけども、今すいません、具体的な数字は持ち合わせておりませんが、確かに実績として3市町で下水道に接続されている部分がございます。それが要因ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○炭本議員 ありがとうございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑なしと認めて、なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めて、討論終結してこれより採決を行います。

議案第7号、令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第2号)についてを採決します。この採決は起立によって行います。原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員であります。

よって、議案第7号、令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号、令和4年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

代表理事より提案書の説明を求めます。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは議案第8号を提案させていただきます。

議案第8号、令和4年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第2号)について。

令和4年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第2号)を別添のとおり定めます。

令和5年2月15日提出。

相楽郡広域事務組合、代表理事。

それでは提案説明を申し上げます。

今回の特別会計補正予算(第2号)は、令和4年度特別会計予算に歳入歳出それぞれ1,662万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億5,145万9,000円とするものでございます。

歳出では、受診者数の増加に伴う休日応急診療費の増額補正を行い、歳入では診療報酬収入、府支出金の増額を行い、一般会計繰入金を全額減額する補正を行うものでございます。

以上、令和4年度特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げまして提案説明いたします。なお、詳細につきましては事務局から説明をさせていただきますので、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長 提案理由の説明がありました。補足の説明を求めます。

事務局次長。

○國子次長 事務局の國子でございます。

それでは、議案第8号、令和4年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第2号）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、主に診療報酬収入の増額や府支出金の予算化の財源更正に伴います、休日応急診療所運営経費に対します関係科目での更正を行うものでございます。

それでは歳出から附属資料をもちまして具体的な説明を申し上げますので、予算書は7ページを、附属資料は3ページをお開きください。

まず、附属資料3ページ、上段の衛生費、衛生費、休日応急診療費の休日応急診療所運営経費につきましては、484万2,000円の増額補正でございます。これは事業内容の欄に記載のとおり、まず1点目が医療スタッフ、事務職員の人件費に関する経費でございまして、①の報酬で55万1,000円の増、②職員手当等で40万3,000円の増、2点目が、休日診療所運営に関する経費で需用費の医薬材料費で337万3,000円の増、④役務費で21万5,000円の増、⑤備品購入費で30万円の増でございます。

次に、1ページ下段の衛生費、衛生費、休日応急診療費予備費の休日応急診療所運営予備費につきましては、1,178万6,000円の増額補正でございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入を説明申し上げますので、今度は予算書の6ページをお開きください。

歳入では、受診者数及び一人当たりの診療報酬収入の増加を受けまして、診療報酬収入を2,389万1,000円を増額するものでございます。次に、一般会計繰入金、これは休日応急診療所の直接経費分でございますが、診療報酬収入の増加等によりまして、全額減額するものでございまして、市町村分担金の減額の財源となるものでございます。最後に、府支出金は474万4,000円を予算化するものでございます。

以上、議案第8号の補足説明といたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

西山議員。

○西山議員　　8号議案なんですが、先ほどから何度も説明があるように一人当たりの単価が増えたというのはコロナ感染症の部分で特に多いんだと思うんです。ここに出てはこないんですが、実際に診断を受けたときに支払方法が変わったと思うんですね。要患者さんの側が。その場でお金を支払わずに、それ以上の感染を防ぐためにということになってたと思うんです。

そこの部分の処理で、全てこういうふうに入収にというかちゃんと回収できているのかというのがここでは読み取れないのでそこが気になりました。もし、どこかに入っているのであれば、それをお答えいただきたいと思います。

今回、特にこういう形での府からとか国からとかのも含めて黒字になったわけですが、今後、どのような形で年度末あるいは新年度に推移していくかというところの部分、この間、あとは補正がなしでこれで進むだろうというのかどうかというところも含めてお答えいただきたいと思います。

○議長　　國子次長。

○國子次長　　それでは西山議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、1問目でございますけれども、一人当たりの単価の増という部分と、実際に支払い方法が現金授受から後請求の方法に変わったということでございます。これちょうど、昨年11月の議会決算審査の中でも監査委員のほうからも御質問ございましたし、西山議員からも御質問をいただきました。いわゆる診療費全体を個人自己負担というのは3割でございます。子供であれば200円とかっていう部分でございます。その部分につきましては診療が終わりまして、おおむね1週間後に請求をかけさせていただいて、2週間後までに納期ということでございます。約1か月につきましてはそのまま様子を見させていただいてございますけれども、その後、速やかに再発行の払込書をお送りさせていただいております。それでも納められないケースもございますので、その場合は電話をかけさせていただいて支払いを促していると。ここ最近でも8月に受診された方、10月に受診された方の振り込みもあったところでございます。

2点目でございます。

今年度の黒字、今後どのように推移していくのかということでございます。先ほど、補正予算の診療費の予備費の部分ですね、1,100万円積みさせていただいております。この部分につきましては、次年度の令和5年度の決算を持ったときの繰越金ということで上がってくる財源になりますので、令和5年度につきましては通常どおり市町村からの分担金はいただくような予算を後ほど提案させていただきますが、それを踏まえて令和5年度中の補正予算で対応させていただく予定であるということでございます。

以上でございます。

○議長 西山議員。

○西山議員 ありがとうございます。予備費聞き忘れたからお答えいただきありがとうございます。

支払い方法変わって、収入が入ったら収入に入ってくると思うんですが、未収部分とかっていうところはまた決算のときに改めてということでもいいんですかね。

○議長 國子次長。

○國子次長 そのとおりでございます。

通常、私どもデータで管理しておりまして、請求日、それから発送日、同じですね。あと、納付日、領収書発送日、期限ということで管理している一覧表がございますので、それで追っています。当然、請求をかけた段階で調定を打ちますので、それと収入の差が決算で表れてくるということでございます。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めて、議案第8号、令和4年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

この採決は起立によって行います。原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

よって、議案第8号、令和4年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号、令和5年度相楽広域行政組合一般会計補正予算についてを議題といたします。

代表理事より提案理由の説明を求めます。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは、議案第9号を提案させていただきます。

議案第9号、令和5年度相楽広域行政組合一般会計予算について。

令和5年度相楽広域行政組合一般会計予算を別添のとおり定めます。

令和5年2月15日提出。

相楽郡広域事務組合、代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

令和5年度、一般会計予算の編成に当たりましては、今日の市町村体財政の厳しい実態を踏まえ、歳出を厳しく精査いたしました。また、各市町村衛生、消費生活、医療の担当課長会議、さらには全体を統括し調整するために、企画・財政担当課長による合同会議をそれぞれ開催し、担当部局との調整、協議を十分に行ってまいりました。

最終的にそれらの議論を踏まえた上で理事会において決定をし、提案させていただくものでございます。

令和5年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,700万円となるものでございます。歳入の主なものとは分担金及び負担金が2億4,615万6,000円でございます。次に、歳出の主なものとは、総務費で、3,686万5,000円、衛生費で2億3,491万4,000円、商工費で1,336万1,000円でございます。

以上、令和5年度一般会計予算の概要を申し上げます、提案説明といたします。なお、詳細につきましては、事務局から説明をさせますので、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明がありました。補足の説明を求めます。

事務局長。

○福田事務局長 事務局の福田でございます。

それでは、議案第9号、令和5年度相楽広域行政組合一般会計予算につきまして、前年度からの変更点や、特に重要な点などを中心に補足説明を申し上げます。

まず、議案第3号、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計設置条例を廃止する条例を御可決いただきましたが、令和5年度からは従来の特別会計の休日応急診療所にかかります事務費につきましても一般会計に組み入れて予算編成をいたしております。

また、組合規約の変更に伴いまして、組合名称を変更することから件名も令和5年度相楽広域行政組合一般会計予算についてと新名称といたしております。

それでは、歳出から説明を申し上げます。予算書の10ページから18ページに及んでおりますが、歳出の説明につきましては別添の令和5年度予算附属資料におきまして、経費ごとの詳しい内容、内訳などを記載しておりますので、この附属資料をもちまして説明を申し上げたいと思います。

それでは、予算附属資料の3ページをお開き願います。

まず、予算附属資料3ページ、議会費、議会費、議会費の議会運営費でございます。前年度と同額の42万6,000円の計上でございます。

次に、4ページ、総務費、総務管理費、理事会費の理事会運営経費といたしまして、28万1,000円の計上でございます。

次に、5ページに移っていただきまして、総務費、総務管理費、一般管理費の事務局運営共通費といたしまして、3,440万8,000円の計上でございます。これは、組合事務の一般事務経費全般でございますが、事務局長の定年退職に伴いまして、事務局体制の変更もあります。ここでは常勤職員3人、そして暫定再任用職員1人、そして会計年度任用職員こちらの科目では1人の計5人分の人件費のほか備品購入費や財務会計ソフトの借上料などの委託料などを計上させていただいております。

次に、6ページでございます。総務費、総務管理費、相楽会館費の相楽会館管理運営経費といたしまして、211万6,000円の計上であります。大ホールの利用につきましても施設の老朽化に加えまして、近年では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として利用制限などを行っております、使用料はほとんど見込めない状況であります。あわせて、特記事項に書いてございますとおり、広域圏事業の今後の在り方検討会最終報告におきまして、利用者の減少や老朽化に伴う耐震補強や施設の更新が必要となっていることから、令和5年度をもって貸室業務を廃止するとの結論となっております。構成市町村の9月議会に相楽会館の貸室業務を廃止することの組合規約の変更に係る議案を上程していただく予定となっておりますのでございます。

また、併せて4月以降、圏域住民や利用団体に対しまして、これら周知を図っていく予定といたしております。

7ページに移っていただきまして、総務費、総務管理費、公平委員会費の公平委員会運営費、前年度と同額の3万2,000円の計上でございます。

8ページ、総務費、監査委員費、監査委員費の監査委員運営費は、前年度と同額2万8,000円の計上でございます。

次に、9ページへ移っていただきまして、衛生費、保健衛生費、休日応急診療費の休日応急診療所運営経費といたしまして、3,272万2,000円の計上でございます。特別会計の廃止によりまして、前年度との比較欄では、2,071万5,000円の増というふうになりますが、前年度の特別会計の休日応急診療費が2,342万9,000円、この比較では929万3,000円の増加となります。また、先ほどの議案第8号の特別会計の第2号補正での補正後の休日応急診療費が3,430万円となっておりますので、その比較では約158万円の減額での予算計上となったものでございます。

この休日応急診療所運営経費は、日曜日・祝祭日・年末年始・年間71日の通常診療に加えまして、相楽医師会、山城南保健所からの要請により、診療時間の延長、臨時的対応も含め、会計年度任用職員の人件費、医師、薬剤師の報償費、医薬材料費、PCR検査委託料、医師会、薬剤師会への委託料などを予算計上をさせていただいております。

引き続き、当診療所におきましては診療・検査医療機関として新型コロナウイルス感染症の対応に当たってまいりたいと考えております。特に、昨年からの第8波以降、新

型コロナに加えインフルエンザも流行しており、現在では山城南管内でもインフルエンザがコロナの約2倍に増えてきており、注意報レベルとなっているところでございます。現時点においての考え方でございますが、当診療所の運営につきましても発熱患者の対応につきましては、引き続き保健所駐車場をお借りしてドライブスルー方式にて診察・検査・投薬の流れで実施をする予定といたしております。

また、令和5年度におきましては、医師会と協議の結果、平日、午後を実施をいたしました相楽発熱外来は実施しないことといたしております。

次に、右側10ページ、衛生費、清掃費、し尿処理費のし尿収集運搬経費といたしまして、5,986万2,000円の計上でございます。これは前年度と比較しますと、し尿搬入量59キロリットルの減の4,670キロリットルを見込み、前年度より75万6,000円の減額でございます。

次に、11ページをお開き願います。

衛生費、清掃費、し尿処理費のそうらく衛生センター運営経費といたしまして、1億4,233万円の計上でございます。これは、そうらく衛生センターの運営に係る経費でございますが、そうらく衛生センターは、令和2年度末に基幹的設備改良工事完了後の施設規模を従来の1日当たり76キロリットルから1日当たり54.1キロリットルの施設にコンパクト化し、年間の二酸化炭素排出量は20%以上削減され、地球温暖化の抑制に貢献できる施設となり、令和3年4月1日から運用を開始しておりますが、改良後の施設運転費管理業務につきましても、京都南部環境事業協同組合に委託し、令和5年度で19年目の委託となる予定でございます。

また、令和5年度から3か年の長期包括的運営業務委託に変更するために、予算書4ページに第2表、債務負担行為といたしまして令和5年度から令和7年度までの3か年の限度額3億7,422万3,000円を設定いたしております。

なお、長期包括的運営業務の実施に当たりましては、令和4年度において補正予算をいただき、見積精査業務を行いまして、日本環境衛生センターに業務委託をいたしまして、この頃、見積精査業務が終わり、見積精査後の委託料を令和5年度の当初予算の計上をいたしたところでございます。

なお、詳細な資料を資料集の1ページから24ページにわたり業務報告書の抜粋などをつけておりますので、こちらのほうにつきましては後ほど御参照をいただきたいと思っております。

また、令和5年4月1日から施設の名称を大谷処理場からそうらく衛生センターに変更いたしますので、各市町村の広報誌またホームページなども活用させていただいて、広く圏域住民に新名称を周知してまいりたい、このように考えているところでござい

す。

次に、12ページを見ていただきまして、商工費、商工費、商工総務費の消費生活センター運営経費といたしまして、1,336万1,000円の計上でございます。これは今後の安定的なセンター運営に向けた対応や消費者被害の未然防止等の消費者教育・啓発事業など京都府消費者行政活性化事業費補助金を活用させていただいて、引き続き積極的に取り組んでまいります。令和5年度におきましても、昨年度同様、コロナ禍でのセンター運営の中で、オンライン相談やオンラインによる授業の導入などに向けた取組につきましても研究を進めてまいりたいと思っております。

また、成年年齢が引き下げられて2年目を迎えますが、引き続き若年層への消費者教育や消費者啓発も教育委員会や学校、京都府消費生活安全センターなどと連携して取り組んでまいりたいと考えております。

13ページに移っていただきまして、予備費、143万4,000円を加えまして、以上の歳出合計で2億8,700万円となるものでございます。

続きまして、歳入の説明にうつりますので、今度は予算書の7ページをお開き願います。

最初に、第1款、分担金及び負担金の第1項、分担金でございます。

分担金総額では、1億8,638万円を計上。前年度と比較しまして、110万8,000円、0.6%の減少となりました。各事務ごとの分担金の額は説明欄に記載のとおりでございますが、規約変更に伴いまして、従来の広域圏分担金の名所を一番上段にありますように、連絡調整分担金に変更させていただいております。

また、市町村ごとの分担金の額につきましては、先ほどの予算附属資料の14ページから22ページに各事務ごとに割当表をつけておりますので、御参照をいただきたいと思っております。

次に、第2項の負担金につきましては、各市町村から搬入されましたし尿の量に応じました各町村からの負担金でございますが、下水道等の普及に伴いまして減少はあるものの、コロナ禍での外出抑制によるくみ取り量の増加や開発地域での仮設トイレの増加、観光客の増加などによりまして若干し尿の量も増えておりまして、昨年と比較しますとし尿の搬入量は4,729キロリットルから4,670キロリットル、59キロリットル減で見込んでおりまして、前年度より75万6,000円の減少で予算計上をさせていただいております。

次に、第2款、使用料及び手数料に移りまして、第1項、使用料でございますが、これは相楽会館の使用量でありまして、昨年度と同額5万円を計上させていただいております。なお、令和5年度末には貸室を廃止する予定でございまして、利用団体には新年度に入りましたら代替施設の案内など広く周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、第2項、手数料でございますが、浄化槽汚泥投入手数料を8,041キロリットル、1,608万1,000円を計上しております。なお、搬入量は8,661キロリットルから8,041キロリットル、620キロリットル減少を見込んでおります。

次に、8ページをお願いいたします。

第3款、診療報酬収入につきましては、前年度までは特別会計に計上しておりましたが、患者一人当たりの単価を2万円と設定をさせていただいて、1日15人×71日間、2,130万円を見込んでおります。なお、国におきましては本年5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを現在の2類相当から季節性インフルエンザなどと同じ5類に引き下げることと決定されておまして、診療報酬収入のトリアージ加算がなくなるなど、大変不透明な状況ではございますが、国の方針が決定されましたら必要な予算措置を講じてまいりたいと考えているところでございます。

次に、第4款、府支出金につきましては、消費生活センターの運営に対します補助金でございます。研修旅費などの減額分で前年度より5万8,000円減の341万円を見込んでおります。

次に、第5款、繰越金は、前年度と同額でございます。第6款、諸収入を含めまして歳入合計で2億8,700万となるものでございます。

以上が歳入歳出予算の前年度との比較を中心とします概要でございます。そのほか関係いたします内容を資料集として別にお配りしておりますので、必要に応じまして御覧をいただきたいというふうに思います。

以上、議案第9号の補足説明とさせていただきます。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

西山議員。

○西山議員 3つ、お願いします。まず、1つ目です。歳入のところ、7ページ、分担金なんですけれども、分担金全体では減になってますけれども、附属資料の22ページの一覧表と資料集の30ページの実績で、し尿処理が去年は大幅に南山城村が増えていたんですが、今回は笠置町が増えたのがあったと思うんです。それを反映されると思うのですが、その理由が分かればお願いします。

2つ目、歳出の部分です。10ページで、附属資料は3、4ページになるのですが、昨年も議会運営費と理事会運営費で今回もほぼ同額になってます、で、前年度に質問した旅費の扱いはどうなっているのかというところで、同じままで予算化されていますが、どうなっていますか。

3つ目は、先ほどからある休日応急診療所です。14ページ、御説明にもあったよう

に、5類へ移行するという事になればこの予算で充分なのかなというところの部分はあります。医薬材料費とか検査の部分も予算を多く取ってるとは思うんですが、これも病院議会で出た話なんです、重症化予防の薬、ラゲブリオとおっしゃたかな、何かそれが9万4,000円かかる。3割の自己負担だったら3万円ということになってくる。そうすると、その3万円を出すということがなかなかできなくなるんじゃないかということで、応急診療所のほうはそこまでの出さないといけない人たちがどれだけいるのかわからないんですけども、それでもゼロではないと思うんですね。そういう部分での金額の推移も含めてこの予算で見越しているのかどうかというところは御説明いただきたいと思います。

以上です。

○議長 福田事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。

西山議員、3点の御質問をいただきました。詳細はまた次長から説明させますけれども、1点目の分担金でございます。全ての分担金におきまして、総額で110万8,000円の減額で分担金は抑制をさせて提案をさせていただきますが、それぞれの各事務ごとの分担金を附属資料の22ページで前年度と比較を見ていただきましても、特に顕著に表れてますのがし尿処理分担金でありまして、全体では26万6,000円に0.2%の減で予算編成をさせていただきましたが、特にし尿、下水道計画のない笠置町や南山城村、そして下水道計画はあるものの全体としてまだし尿人口の多い和東町につきましても、搬入量の部分のその構成比、分担金の構成比等でどうしても東部町村が全体が減になっても下水道を取り組んでいる木津川市や精華町に比べますと増になってくるということ、こういうようなアンバランス化が出てくるということになるわけでございます。

2点目は、前回も御質問の費用弁償でございますけれども、昨年2月議会で西山議員から御質問をいただき、その後、事務局で管内の一部事務組合の状況を調べさせていただきました。いち早く実態に合う形で条例変更されたとお聞きしているのは、木津川市精華町環境施設組合ということで、議員さん全員車で議会のほうも行かれていたということで、市役所、そして精華町役場から施設までの間の距離に応じた形で実費で払っておられるということをお聞き及んでおります。

ただ、管理者、副管理者の部分については旅費が出ないという規定になっているということも聞き及んでおります。そのほかの消防組合、そして山城病院組合は当組合と同様の支給方法になっているということをお聞き及んでおります。

いずれにしても、議員の費用弁償につきましては議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の第3条に位置づけられ、また特別職の職員で非常勤の者の報酬及び

費用弁償に関する条例第3条費用弁償のところでは理事者の旅費等は規定しております関係もございますので、関係する一部事務組合の状況もまちまち、ばらばらでございますし、当組合におきまして、今、御質問もいただいておりますので、条例改正が伴うものにつきましても理事会で検討させていただき、今後、対応してまいりたいと思っております。現時点で条例等の理事会の議案提案は事務局からもさせていただいておりますので、現状、従来ままの支給で今回もさせていただきたいというふうに考えております。

それから、3点目が、休日応急診療所の第5波の関係です。先ほども説明しましたが、国の方針等まだ不透明な部分がございますし、ラゲブリオの部分につきましても、議員おっしゃったとおりでございますし、実は、休日応急診療所もラゲブリオを処方しております。重症化するような患者さんに対して、コロナ陽性者に対してはラゲブリオを投薬させていただき、医師に健康観察までお世話になっているというところであります。私自身もラゲブリオを飲みました。それこそ薬価が1人10万円はかかって、負担が今のところは国負担ですが、自己負担になりますと3割負担になってくると。そうなってもそういう薬が処方されるかどうかというのはまだ診療所としては分かりませんが、そういう薬も購入するという予算を組んでおりますので、その辺につきましても十分予算的には行けるというようなことでございます。

以上です。

○議長 國子次長。

○國子次長 それでは、補足させていただきます。

まずは、西山議員の1問目の質問でございますが、し尿の分担金ですね、全体で減になってますが、団体によっては前年比増になっているということでございます。特に、見ていただくと一番分かりやすい資料が先ほどもあったと思いますが、30ページですね、資料集の30ページでございます。ここに前年の搬入量の実績の比較表というものがございます。ここで特に笠置町ですね、続きましてはし尿が103.43キロ、暦年で増えているということでございます。これにつきましては、河川敷のところの簡易水栓のトイレがありまして、あそこを使われるということになりました関係で増えているということでございます。

それから、一方、南山城村の浄化槽汚泥も2年から3年にかけては大幅に増になりましたが、一定、落ち着いてきているのかなというところで、この年間、暦年で大体1,300キロ中盤ぐらいが南山城村の浄化槽搬入量で、一定推移していくのかなというふうに見ているところでございます。

それから、3番の部分でございますが、5類になりますと通常であれば診療報酬収入も減りますと、薬価も当然下がってまいりますし、PCRの検査の委託料のほうも下が

ってくるというふうに思いますので、収入も減り、支出もそれに**対して**減るというような流れになろうかと思いますが、状況を見ながら必要な予算措置を講じさせていただくということで考えております。

以上でございます。

○議長 以上で、まだ。

○西山議員 今の件。

○議長 西山議員。

○西山議員 すいません、1点目は了解しました。笠置町の河川敷ということはキャンプ場が再開されてその分の搬入が増えたということだと思いますのでそれで結構です。2つ目のところなんですけれども、予算もこのままで、とりあえずこのままということで、令和5年度はそれこそ会館の建て替えとかではないので、また会館の建て替えになった場合、いろいろなイレギュラーな部分が出てくるんじゃないかなと思うので、ここは一定整備が必要かなと思っています。

3つ目のところは、診療報酬も減って、入も出も減ることなんですけど、なかなか休日応急診療所の運営というのは、黒字になるものではない、本来なら黒字になるものではないのが、今回のこのコロナのいろいろな入のほうがあったからということなんですけど、それは極端に今年はそのまま行くということによかったですかね。このまま行きそうだというとおかしいです。そこの見通しは難しいとは思いますが、どう考えているのかそこだけお願いします。

○議長 國子次長。

○國子次長 見通しでございますけど、令和5年度に向けましては予算に計上していますとおり、1日15人当たりの受診者を見込んでいまして、現段階ではそういう診療報酬2万円ということで、現状の中で進めさせていただくということでございます。

以上でございます。

○議長 ほかに質問はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ以上で質疑を終結いたします。

それでは、これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めて、これから採決を行います。

議案第9号、令和5年度相楽広域行政組合一般会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

よって、議案第9号、令和5年度相楽広域行政組合一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を閉会します。

本日は長時間にわたり慎重に御審議を賜り、大変ありがとうございました。議員の皆様のご今後のますますの御健勝と御活躍を御祈念申し上げます。大変御苦労さまでございました。

○代表理事 ありがとうございました。

(午後4時15分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会議長 久保 憲司

会 議 録 署 名 議 員 岡田 泰正

〃 三原 和久